

かのや型スマート農業研究会設置要綱

(設置)

第1条 ICT、IoT等を活用した新たな農業の導入の可能性、基本的な方向性等について検討し、鹿屋市における農業の超省力化及び高品質生産を実現するため、かのや型スマート農業研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について協議検討するものとする。

- (1) かのや型スマート農業推進指針の策定に関すること。
- (2) かのや型スマート農業推進指針の推進に関すること。
- (3) その他かのや型スマート農業の推進に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 鹿児島きもつき農業協同組合中部ブロック園芸農産課長
- (2) 肝付吾平町農業協同組合営農指導課長
- (3) そお鹿児島農業協同組合営農指導販売課長
- (4) 市内IT関連事業者代表
- (5) 市内農業者代表
- (6) 大隅地域振興局農政普及課長
- (7) 県農業開発センター大隅支場農機研究室長
- (8) 農林商工部長
- (9) 農林水産課長
- (10) 輝北総合支所産業建設課長
- (11) 串良総合支所産業建設課長
- (12) 吾平総合支所産業建設課長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、農林商工部長をもって充て、会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、農林水産課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等をアドバイザーとして置くことができる。

(会議)

第7条 研究会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、農林商工部農林水産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。